

第182回：消費税のかかる取引と、かからない取引について

消費税は、事業者の立場から見ると収入にかかるものです。

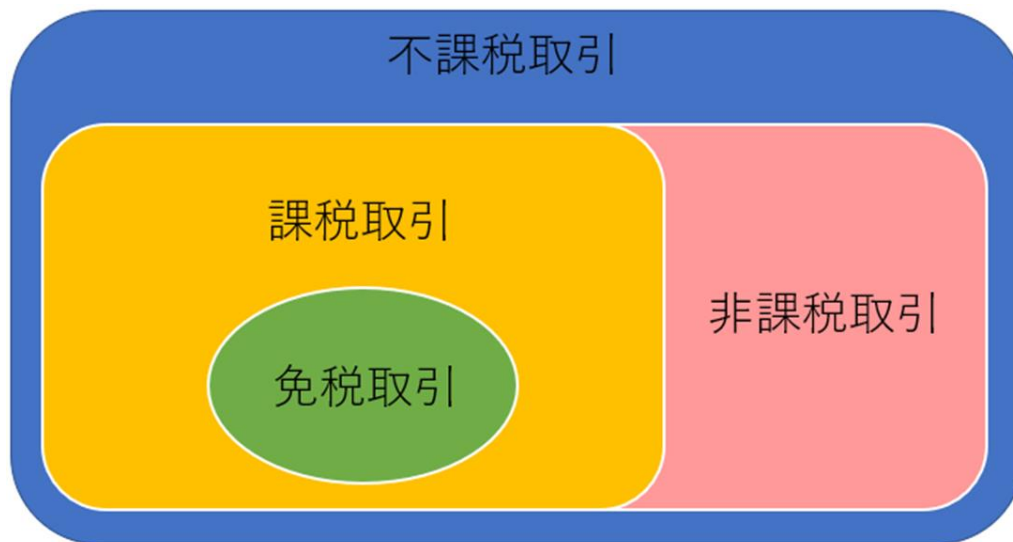
しかし、収入にも様々なものがありますし、すべてが消費税の対象になるわけでもありません。

消費税がかかるもの、かかるけどあえて消費税をかけない取引、そもそも消費税の対象でない取引。これらは、つぎのように分類していきます。

■消費税の区分について

消費税にはかかるもの、かからないものを区別するために、4つの区分が存在します。

その区分は取引の形態状態によって分けられ、**課税・不課税・非課税・免税**の4つがあります。



1. 消費税がかかる「課税取引」と、消費税がかからない「不課税取引」

消費税がかかる取引は下記4つの要件すべてに当てはまるものが対象となり、消費税がかかる取引を「課税取引」といいます。

1. 国内において行われるものであること

→国内の取引のみかかります。例えばアメリカ国内で日本人どうしが商売をしても、日本の消費税は課せられません。

2. 事業者が事業として行う取引であること

→事業者とは会社または個人事業主のことであり、個人同士のオークションには課税されません。

3. 対価を得て行う取引であること

→対価とはお金のことです。寄附金、補助金のようなものは対価には該当しません。

4. 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供等に係る取引であること

→資産の譲渡（商品・製品の販売など）、資産の貸付け（アパートや店舗の賃貸、自動車のレンタルなど）、役務の提供（飲食、宿泊、運送委託、弁護士の相談料など）

上記の4つ要件の中で、どれか一つでも当てはまらない場合、消費税がかからない取引となり課税対象外いわゆる「不課税取引」といいます。

不課税の対象になるものは、給与、寄附金、見舞金、保険金、株式の配当金などがございます。

2.消費税がかからない「非課税取引」

上記の課税の4要件を満たしたとしても、消費税という税の性格になじまない取引や、政策上、課税することが適当でないとされている取引は「**非課税取引**」と呼ばれ、消費税がかかりません。非課税取引は、そもそも課税の4つの要件を満たさない取引でしたが、非課税取引は課税の4つの要件は満たすものの、課税することが適当でないため消費税を課さないとしている点が異なります。

◇非課税の代表例

国が定めるところの非課税取引の対象は以下に列挙する17の項目によって分類されています。その中から、日常的に関りが深いものを説明させていただきます。

1.郵便切手や印紙などに関する取引

郵便局や印紙売りさばき所等で購入した場合非課税ですが、一定の場所以外での譲渡は課税対象となります。

2. 物品切手等の譲渡

物品切手等とは、商品券、ビール券、図書券、旅行券、各種プリペイドカードなどが該当します。物品切手等は、購入したときは非課税です。ですが、後日実際に物品切手等と引き換えに給付等を行う際には消費税の課税対象になります。

3.住宅の貸付け

住宅とは、人の居住の用に供する家屋または家屋のうち人の居住の用に供する部分のことを指します。戸建て住宅、アパート、マンション、社宅、寮などの建物が該当します。

ただし、その契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限り非課税になります。

貸付期間が1月に満たない住宅の貸付け、旅館業に係る宿泊施設の貸付けは、非課税にはなりません。

また、事務所で使用の場合も非課税にはならず、課税対象となります。

4.土地の譲渡及び貸付け

土地には、土地の借地権や地役権など、土地の上に存する権利が含まれています。

ただし、土地の貸し付けが1ヵ月未満の短期間である場合や施設を貸し付ける場合には、非課税には該当しません。

5.国や地方公共団体における行政手数料などを対価とするサービス

国や地方公共団体、公共法人などに登記や登録を申請した場合、または、各種試験を受けた場合、証明書や公文書を交付してもらった場合に支払う事務手数料などは非課税です。

3.消費税がかからない「免税取引」

「**免税取引**」は、本来ならば消費税を預かる取引（課税取引）ですが、輸出等の特殊性のために免除されるというものです。イメージ的には、消費税が課されない非課税取引でもなく、法律により課税されない非課税取引でもなく、通常の課税取引と同様ですが、消費税を預からなくてよい取引、つまり、「**税率0%の課税取引**」ともいえる取引です。

簡単ではございますが、消費税の区分について説明をさせていただきました。これからの取引で消費税についてご不明点がございましたら、当事務所までお気軽にお問合せ下さい！

